

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年九月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

藤岡 誠治	柏村 武昭	西村 陽子	橋本 昭彦	竹川 和登	川崎 卓志	山田 利明	宮本 健司	中田 清和	松本 政晴	岡崎 正淳	小笠原 博	背尾 博人	届出をした 者の氏名
議員 広島県議会	広島市長	議員 広島市議会	議員 広島市議会	員 呉市議会議	議員 福山市議会	議員 広島県議会	議員 広島市議会	員 呉市議会議	議員 大竹市議会	議員 福山市議会	議員 大竹市議会	議員 福山市議会	公職の種類
援会 藤岡せいじ後	広島元氣宣言 プロジェクト	会 西村陽子後援	橋本昭彦会	会 竹川和登後援	援会 川崎たくし後	会 広島政経懇話	会 宮本健司後援	清和会	松本政晴後援	沼正会	若者支援の会	せおひろと後 援会	資金管理団体 の名称
二番七号 大字川北九〇	福山市神辺町 町一一二七	二〇番五五号 広島市安佐北 区口田二丁目	一一番五号 広島市東区戸 坂山根二丁目	八一八 呉市伏原二一	三五 福山市山手町 六丁目二八一	一二七 中溝三一七	番一六号 広島市中区千 田町三丁目一	七一一〇 呉市本通六一	一 丁目一三一三	二 大竹市玖波三 沼隈町草深一 九三一番地の	二 大竹市小方一 広島県福山市 沼隈町草深一 九三一番地の	二 丁目五番一号 大竹市久松台 二丁目二番一	主たる事務所 の所在地
藤岡 誠治	柏村 武昭	西村 陽子	橋本 昭彦	竹川 和登	川崎 卓志	山田 利明	宮本 健司	中田 清和	松本 政晴	岡崎 正淳	小笠原 博	背尾 博人	代表者の 氏 名
二四・三・二九	二四・三・二八	二四・三・二三	二四・三・一六	二四・三・一五	二四・二・二四	二四・二・九	二四・二・九	二四・二・七	二四・一・二三	二四・一・二〇	二四・一・一三	二四・一・六	届出年月日 (平成)

�冈部 健三	議員	大竹市議会	岡部健三後援	中村 道徳	上野 健一	脇本 初雄	桑原 正和	西田 美喜
大竹市議会	議員	広島県議会	中村道徳後援	上野健一後援	福山市議会	尾道市議会	議員	議員
丁目五一一三	会	広島市安佐北区狩留家町四	一八七	福山市南本庄	尾道市瀬戸田町垂水一六九	福山市駅家町法成寺一四四	桑原正和後援	西田美喜男後
岡部 健三	中村 道徳	上野 健一	脇本 初雄	桑原 正和	福山市議会	世羅町議會	議員	議員
二四・三・二九	二四・四・一三	二四・五・二八	二四・六・三〇	二四・七・一二	二四・一・七	二四・五・二〇	二四・五・二一	二四・五・二〇

二 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の名	資本でなくなつた旨の届出(平成年月日)
小田 敏雄	議員 府中市議会	キングーVクラブ	西の前二二六五番地の二一	小田 敏雄	二四・五・二〇
		V	府中市広谷町		
		キングーVクラブ	世羅郡世羅町		
			賀茂一八五二		

備考 「キングーVークラブ」は、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出である。